

いわた文化友の会会員規約

(名称)

第1条 本会は、いわた文化友の会という。

(事務局)

第2条 本会に関する事務は、磐田文化振興会（以下「振興会」という。）が行い、事務局は磐田市竜洋なぎの木会館内に置く。

(目的)

第3条 本会は、振興会が行う文化事業への参加・鑑賞の機会を提供することにより、地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1)文化芸術事業等の協力・参加に関すること。
- (2)文化芸術活動の情報提供に関すること。
- (3)その他、目的達成のために必要な事業に関すること。

(会員)

第5条 会員とは、音楽や舞台芸術等を愛好し、振興会が所管する事業に賛同し、本規約を承認のうえ、本会に入会の申込みをし、振興会が入会を認めた者をいう。

2 会員には、会員証を発行する。

3 会員資格の有効期限は、入会日から当該年度の3月31日までとする。ただし、翌年度開催事業のチケット購入に際し前年度内に入会することを可とし、有効期限は翌年度4月1日から3月31日までとする。

(入会)

第6条 本会への入会は、入会申込書（様式第1号）を提出し、会費を納入しなければならない。

2 会費については次のとおりとする。

- (1)年会費は1,200円とする。
- (2)一度納入された会費はいかなる理由があっても返還しない。
- (3)年度途中の入会で、入会期間が1年に満たない場合でも年会費は減額しない。

3 会費納入の方法は次のとおりとする。

- (1)入会時は、窓口での現金支払いとする。ただし必要と認めた場合は例外を認める。
- (2)翌年度以降の会費の納入は口座振替とし、本会が指定する日に指定された口座から支払うものとする。（ただし、やむを得ないと認める場合はこの限りではない。）

4 入会受付処理については休館日を除き随時行うが、催事当日の入会はできない。また、指定のある催事についてはチケット発売日の入会もできない。

(会員証)

第7条 会員は入会時に会員証の発行を受け、その後は年度毎に会員証を更新する。

2 会員証を他人に譲渡してはならない。

(退会等)

第8条 会員は都合により退会するときは、退会届(様式第2号)を、事務局に届け出るとともに、会員証を返還しなければならない。

2 退会の届け出後、本会に対する未払い債務の完済をもって退会とする。ただし、退会の場合、支払済みの会費については返還しない。

3 口座振替の会員が退会する場合には、12月末日までに届け出を完了するものとする。

4 口座振替の会員で、前項の届け出が無かった場合には、第6条に定める年会費をこの会に支払うものとする。

5 会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができる。なお、会員は、資格取り消しの通知後速やかに会員証を事務局に返還しなければならない。

(1)入会時に虚偽の申告があった場合

(2)本規約に違反した場合

(3)会費の支払が無かった場合

(4)第9条の届け出を行わず2ヶ月が経過した場合

(5)その他この会の体面を著しく傷つけた場合

(届け出事項の変更等)

第9条 会員は、入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、変更届(様式第3号)により直ちに変更事項を事務局に届け出なければならない。

2 前項の届け出がないために事務局からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、通常到着すべきときに到着したものとみなすこととする。

(会員サービス)

第10条 会員は次の指定するサービスを利用することができるものとする。この場合、利用する施設において会員証を提示するものとする。

2 利用できるサービスは次のとおりとする。

(1)振興会が主催又は、指定する公演のチケットの優先販売。

(2)振興会が主催又は、指定する公演のチケットの割引販売。

(3)磐田市内の文化施設及び周辺文化施設で開催される催事情報の提供。

3 利用できるサービスの内容は別に定め、機関紙またはその他の方法で会員に告知するものとする。

(経費)

第 11 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 12 条 本会の会計年度は、4月1日から当該年度の3月31日までとする。

(個人情報保護)

第 13 条 個人情報保護に基づき管理・使用する。入会の手続きの際に知り得た個人情報は、いわた文化友の会の業務以外には使用しない。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるほか、必要な事項は事務局が別に定める。

(附則)

1 この規約は平成31年4月1日より施行する。

(様式第1号)

入会申込書

いわた文化友の会への入会を申し込みます。

入会にあたっては、規約その他規定を遵守することをお約束します。

令和 年 月 日

いわた文化友の会事務局 御中

フリガナ	
氏名	
住所	(〒 -)
自宅電話番号 又は連絡先	() -
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
催事情報等の 送付	<input type="checkbox"/> 不要 (同居家族がすでに会員の場合など、新たな送付が 不要であればチェックしてください)

※上記太枠内について、該当する事項を○で囲み、必要事項をご記入ください。

※記入もれがあると、受付ができない場合があります。

※この情報は、いわた文化友の会の事務手続き以外には使用しません。

※事務局処理欄 (記入不要)

入会受付日	令和 年 月 日
振替登録日	令和 年 月 日
会員番号	

(様式第2号)

退 会 届

いわた文化友の会からの退会を届け出します。

退会にあたり、貴会に対する未払い債務を完済していることをお約束します。

令和 年 月 日

いわた文化友の会事務局 御中

会員番号	
氏名	
退会の理由	<input type="checkbox"/> 使用する機会が少ないため <input type="checkbox"/> 希望する催しがないため <input type="checkbox"/> その他 ()

※上記太枠内について、必要事項をご記入ください。

※事務局処理欄 (記入不要)

退会受付日	令和 年 月 日
-------	----------

(様式第3号)

変 更 届

いわた文化友の会への届け出事項の変更を届け出ます。
届け出事項には虚偽の内容がないことを申し添えます。

令和 年 月 日

いわた文化友の会事務局 御中

会員番号	
------	--

変更後の内容は次のとおりです。

氏 名	
住 所	(〒 —)
自宅電話番号 又は連絡先	() —
変更する理由	

※上記太枠内について、該当する事項を○で囲み、必要事項をご記入ください。

※事務局処理欄 (記入不要)

変更受付日	令和 年 月 日
変更処理日	令和 年 月 日

(様式第4号)

会員証再発行申請書

いわた文化友の会会員証の再発行を申請します。

令和 年 月 日

いわた文化友の会事務局 御中

会員番号	
氏名	
住所	(〒 —)
自宅電話番号 又は連絡先	() —
理由	<input type="checkbox"/> 会員証を紛失したため <input type="checkbox"/> 会員証が破損したため <input type="checkbox"/> その他 ()

※上記太枠内について、必要事項をご記入ください。

※事務局処理欄 (記入不要)

受付日	令和 年 月 日
再発行処理日	令和 年 月 日